

記 録

令 和 6 年 3 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和6年3月28日（木）

記 録

令和6年3月農業委員会定例総会議事録

令和6年3月農業委員会定例総会を令和6年3月28日（木）午後3時から
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	甲斐英教	4番	前川ふじ子
5番	平野直樹	6番	山本孝志
7番	海野善文	8番	鈴野浅夫
9番	治田健	10番	松木親則
11番	山本恵子	12番	黒木耕作
13番	池田慶子	14番	新名浩

欠席委員（0名）

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（14名）

15番	岩田政詞	16番	黒木義行
19番	佐藤力	20番	田代百合子
21番	河野美紀	22番	黒木博
23番	海野茂実	24番	伊東松実
25番	溝口一文	26番	黒木藤市
27番	黒木敬治	28番	黒木豊喜
29番	山口佐知男	30番	児玉克朗

事務局出席者

事務局長	多田好太郎	事務局長補佐	柏田高宏
主任主事	井本彩		

市長部局出席者

農業畜産課
主任主事 林田紘典

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

6番 山本 孝志 委員

13番 池田 慶子 委員

日程第2

議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第15号 非農地証明願いについて

議案第16号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

議案第17号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について

報告第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第11号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

6 番

13 番

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 それでは、ただいまから令和 6 年 3 月日向市農業委員会定例総会を開会します。なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定してください。次に私語を慎んでください。また、発言される際は議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障をきたしますののでよろしくお願いします。

開会に先立ち報告いたします。本日の会議に 17 番橋口泉委員、18 番菊田泰徳委員から欠席の届出がありましたので報告します。

まず日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に 6 番山本孝志委員、13 番池田慶子委員を指名します。よろしくお願いします。

次に日程第 2、議案審議に入ります。

まず議案第 11 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 受付番号 6、土地の所在は塩見、田が 1 筆で 1,019 m²です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は資金を必要とするためで、売買による所有権移転です。

譲受人は市外在住ですが、この後の 5 条申請で申請地の隣接地に住宅を建てて管理をされるとのことです。所有権移転後、施設野菜を作付けされると伺っています。

受付番号 7、土地の所在地は東郷町下三ヶ、畑が 2 筆で 509 m²です。譲受理由はその他、譲渡理由は耕作不便で、売買による所有権移転です。

譲受理由のその他については、所有権移転後、自家消費用の露地野菜や果樹を栽培されると伺っています。

全て農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。

以上 2 件、皆さまのご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは番号 7 担当の 29 番委員から補足があれば説明をお願いします。

29 番委員 29 番委員です。特に問題ありません。

議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。
無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。
次に議案第 12 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 受付番号 2、土地の所在地は塩見、田が 1 筆で 1,316 m²です。転用目的は居宅兼事務所建設で、売買による所有権移転です。

隣接地との境界には建築ブロックを設置し、生活雑排水は既存南側側溝に接続して行うため、周辺農地への影響はありません。また、資金証明等も提出されていることから、一般基準を満たしており、第 2 種農地の許可基準に該当し、他に代替地もないことから、立地基準も満たしていると考えられます。

記 録

事務局	<p>受付番号3から5は関連がありますので、併せて説明します。土地の所在地は全て幸脇で、それぞれ転用目的に追認とありまして、全て転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、譲受人と譲渡契約が成立し、所有権移転の手続きを行う中で、申請地が農地であり譲渡人の父が生前転用してしまっていたことに気付いたということで、顛末書が提出されています。</p> <p>贈与による所有権移転で、現況のまま利用することから新たな資金の発生等もないため一般基準を満たしています。また、第2種農地に該当しますが既に転用済みであることから代替地もなくこれまで周辺に被害を与えたこともなく追認もやむを得ないため立地基準を満たしていると考えられます。</p> <p>受付番号6につきましては、申請人の代理人である行政書士より、取下げの連絡がありました。来月の総会で改めてご報告させていただきます。</p> <p>受付番号7、土地の所在地は東郷町山陰、畑が3筆で2,000㎡です。贈与による所有権移転で、転用目的は進入路、廃品置場となっておりますが、こちらの廃品置場は庭用地と修正をお願いします。申請人は廃品業者等ではなく、植栽されている庭の中に家庭内の不要品を置いているのみですので、庭用地と修正をさせていただきます。また、議案書に追認とありますように、既に転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、大正時代から農地としての利用はなく、土地の調査をしないまま昭和59年に畜舎を建築した際にコンクリート舗装を行ってしまったとのことで始末書が出されています。</p> <p>今後も現況のまま活用するとのことで、新たな資金等も必要ないことから一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。担当の17番委員からは申請内容について特に補足、問題等はないと報告をいただいております。</p> <p>以上5件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号2担当の26番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
26番委員	<p>26番委員です。別に問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、番号3、4、5担当の27番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
27番委員	<p>27番委員です。特に問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました案件について、他に質疑はございませんか。無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおりとします。ここで休憩します。</p>
事務局長	<p>議案第13号番号10は委員案件となっております。黒木耕作委員はご退室をお願いします。</p>
議長	<p>再開します。</p> <p>次に議案第13号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規</p>

記 録

議長	定による農用地利用集積等促進計画についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
事務局	番号10、土地の所在地は日知屋、田が2筆で7,340㎡です。耕作者変更による配分先の変更で、変更後の配分期間は令和6年5月1日から令和12年1月31日までです。賃金は2筆で玄米219kgで、水稻を作付されると伺っています。 以上1件、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。 ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。 無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおりとします。 ここで休憩します。
事務局長	黒木耕作委員はご入室下さい。
議長	再開します。 次に議案第14号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
事務局	はい。受付番号11、土地の所在地は平岩、田が2筆で1,930㎡です。期間は令和6年4月1日から5年間、対価は反当たり10,000円で、新規の賃貸借権設定です。権利設定後は水稻を作付されると伺っています。 受付番号12から15は関連がありますので、併せて説明します。 土地の所在地は全て財光寺、田が合計4筆で4,152㎡です。期間は令和6年4月1日から5年間、対価は反当たり5,000円で、新規での賃貸借権設定です。権利設定後はWCS用稲を作付されると伺っています。 受付番号16、土地の所在地は富高、田が6筆で2,714㎡です。申請地は譲受人が中間管理権を設定し、施設園芸を営んでいます。申請地を解約し、贈与による所有権移転のため申請されたものです。 所有権移転時期は令和6年4月1日となっています。 なお、18番委員へ事前に確認したところ、特に補足事項等はないとのことです。 以上6件、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。 それでは番号11担当の30番委員から補足があれば説明をお願いします。
30番委員	30番委員です。特に補足はありません。
議長	ありがとうございました。 次に、番号12、13、14、15担当の26番委員から補足があれば説明をお願いします。
26番委員	26番委員です。別に問題ありません。

記 録

- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。
無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。
次に議案第15号非農地証明願いについてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号3、土地の所在地は美々津町、畑が1筆で597㎡です。
議案書の現況地目が原野となっていますが、現地調査を行ったところ、竹が生い茂り山林化していたため、山林と修正をお願いいたします。
申請地は、宅地と同じく荒廃化した農地に囲まれ、簡単に農地に戻せるような状況ではなく、証明内容どおり、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。
受付番号4、土地の所在地は東郷町下三ヶ、田が2筆で2,240㎡です。
申請地は竹が生い茂り、周囲と一体的に山林化し、簡単に農地に戻せる状況ではなく、証明内容どおり、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。
受付番号5、6は関連がありますので併せて説明します。
土地の所在地は平岩、畑が合計2筆で1,070㎡です。
申請地は竹が生い茂り、周囲と一体的に山林化し、簡単に農地に戻せる状況ではなく、証明内容どおり、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。
以上4件、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号3担当の22番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 22番委員 22番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号4担当の29番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 29番委員 29番委員です。26日に現地調査を行いまして、証明内容通りであることを確認をしたところです。以上です。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号5、6担当の30番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 30番委員 30番委員です。この議案書のとおりで何も問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。
無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。
次に議案第16号令和6年度最適化活動の目標の設定等についてでありま

記 録

- 議長 す。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 はい。まず、27ページをご覧ください。こちらはそれぞれ指定された調査に基づいて記載をしておりますが、「2農家・農地等の概要」の内、認定農業者数等は昨年度末の数値のままです。この後、4月1日現在に修正を行う予定ですが、農業畜産課に確認したところ、認定農業者数の見込みは151経営体とのことです。
- 28ページをご覧ください。こちらも、指定された調査等に基づき記載をしていますが、集積率については最終確認を行っているため、集積に関わる項目のみこの後修正を行う予定です。
- 29ページをご覧ください。この中で皆さんにご審議いただきたいのは、「2最適化活動の活動目標」の内、農業委員も最適化活動を行うのかということですが、今年度同様0人で記載していますが、今年度1年間、0人ということで行ってききましたが、来年度もこのままで行くのか、この後ご審議いただきたいと思えます。
- また、「(3)新規参入相談会への参加目標」について、今年度同様農地相談会を記載していますが、今年度の参加希望者は0人でした。周知などをもっと幅広く行い、もう1年目標とするか、宮崎市で行われる相談会への参加等を目標とするか、ご審議いただきたいと思えます。
- 簡単ではありますが、説明は以上です。よろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
- 最適化活動、これをどうするかということが問われております。ちなみに、令和5年度は0人ということで、ここに報告が出されております。どういたしましょう。
- 本来はする必要はありません。農業委員そのものは日向市全体のことを勘案して活動を行うということになっております。
- 皆さん何か意見がありましたら、どういったことでも結構です。
- 代理、何かありますか。
- 2番委員 はい、2番委員です。農業委員としての活動も、この中の、全体の中にすでにもう最適化活動を行うということはすでに述べられておりますので、改めてこの場で活動を行うことでの目標に入れる必要はないと思えます。
- 議長 はい。
- 他にございませんでしょうか。6番委員、何かありますか。
- 6番委員 6番委員です。
- 今年度と同じで良いと思えます。
- 議長 農地部会の会長の12番委員、どうですか。
- 12番委員 12番委員です。
- 今年度と同様で良いと思えます。
- 議長 他にございませんか。なければ採決を取りたいと思えますが。
- 今年度同様ということですのでよろしいでしょうか。よろしい方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

記 録

- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。ここで休憩します。
- 事務局長 議案第17号番号1、2は委員案件となっております。田代委員はご退室をお願いします。
- 議長 再開します。
議案第17号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書についてであります。それでは、日向市農業畜産課林田主任主事に説明をお願いします。
- 農業畜産課 はい、皆さんお疲れ様です。農業畜産課の林田です。お願いいたします。早速ですが、お手元の議案第17号議案別紙に基づき説明いたします。また、資料には農用地利用計画図を添付しております。こちらに申請地を示しておりますので、併せて確認をお願いいたします。今回の案件は2件です。1件が除外、1件が編入案件となっております。まず1件目です。案件1です。こちらは、皆さんにご審議いただきました、非農地証明による除外となっております。こちらの所在地は、東郷町山陰、計7筆となっております。現況地目は原野、面積は7,484㎡です。計画の変更については、資料に変更前と変更後の計画を示しておりますので、ご覧ください。次に、案件2、こちらは山林化していたところを誤って非農地証明による除外として処理をてしまったものを、再度編入して農用地とするものです。土地の所在地は東郷町山陰、計2筆です。現況地目は山林、面積は1,429㎡です。こちらは具体的な事業計画があるわけではなく、山林化している場所を、編入をして農用地に変更とする案件となっております。こちら資料に変更前と変更後の計画を示しておりますので、ご覧ください。以上、簡単ではありますが、ご審議いただければと思います。よろしくお願いたします。
- 議長 ありがとうございます。
この件に関しまして、農地部会で審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。
- 農地部会長 はい。農地部会長です。総会に先立ちまして、農地部会で協議した結果、2件とも問題ないという結論になりました。以上です。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。ここで休憩します。
- 事務局長 田代委員はご入室下さい。
- 議長 再開します。
以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。

記 録

- 議長 続きます。報告第8号から第11号について、事務局長から報告をお願いします。
- 事務局長 それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付等について、ご報告申し上げます。
先ず、報告第8号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。議案書では35ページからです。
届出の件数は2件、土地は田1筆、畑2筆で面積は1,025㎡であります。
転用目的につきましては、共同住宅、駐車場であります。
次に、報告第9号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。議案書では38ページからです。
届出の件数は10件、土地は田3筆、畑17筆で面積は4,904.52㎡であります。
転用目的につきましては、個人住宅、駐車場、倉庫、書物庫、職員宿舎であります。
次に、報告第10号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてであります。議案書では46ページからです。
届出の件数は2件、所有権の相続でありまして、土地は田4筆で面積は3,695㎡であります。
最後に、報告第11号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。
議案書48ページからです。
令和5年12月、令和6年1月の定例総会で可決した5条申請2件が県知事許可されております。
以上ご報告申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。ただいまの報告についてご意見、ご質問はありませんか。
ないようですのこれを持ちましてすべての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。